

広島県告示第六百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
東畑口B地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二十五年十一月二十八日広島県告示第八百七十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号及び六号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	四季が丘 十丁目	宮内	東畑口	二二二〇番一	標柱一号
				二四番	標柱二号
				一八番	標柱三号
				一二番	標柱四号
				一一番	標柱五号
				二二五七番二	標柱六号
				二二六八番四	標柱七号
				二二七一番六	標柱八号
				二二九四番一	標柱九号
				乙二二八九番六	標柱一〇号
				二二〇五番一	標柱一一号